事務連絡

医療連携推進協議会 委員 各位

保健福祉政策部生活福祉課長 工藤 木綿子

成年後見制度利用支援の拡充について

1 主旨

区では、成年後見制度の更なる利用促進のため、成年後見人等を必要とする人が制度 を利用できるよう、被後見人の経済的要件及び助成対象を拡充する。

2 拡充内容

(1)報酬助成の拡充

後見人等の報酬を負担することが困難な低所得者に対して、家庭裁判所の審判に基づき報酬の助成を行う。

① 被後見人等(※1)の経済的要件の拡大

「生活保護受給者」及び「生活保護受給相当者」に加え、「住民税所得割非課税かつ現金預金が100万円未満の者」を対象とする。

※1 被成年後見人·被保佐人·被補助人

② 助成対象の拡充

「成年後見人」「保佐人」「補助人」に加え、「成年後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」への報酬を対象とする。

| 助成対象 | 成年後見人・保佐人・補助人 | | | 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人 | | |
|---------|---------------|-------|----------|---------------------|----------|----------|
| 被後見人等の | 生活保護 | 生活保護 | 非課税かつ | 生活保護 | 生活保護 | 非課税かつ |
| 経済的要件 | 受給者 | 受給相当者 | 100 万未満 | 受給者 | 受給相当者 | 100 万未満 |
| 令和4年度まで | \circ | 0 | × | × | × | × |
| 令和5年度から | 0 | 0 | <u>O</u> | <u>O</u> | <u>O</u> | <u>O</u> |

※ 後見人等が親族または区民後見人の場合は報酬助成対象外

③ 助成上限額

月額28,000円

(2) 申立費用の助成【新規】

新たに家庭裁判所に申立てをする際の費用を助成することで、成年後見制度を 利用しやすい環境を整備する。

なお、被後見人等の経済的要件は、上記(1)①と同様とする。

- ① 助成上限額 30万円
- ② 対象費用
 - ア 申立て手数料及び後見登記手数料
 - イ 送達・送付費用
 - ウ鑑定費用
 - エ 診断書作成費用
 - オ 住民票の発行手数料
 - カ 戸籍抄本の発行手数料
 - キ 登記されていないことの証明書の発行手数料
 - ク 不動産全部事項証明書の発行手数料
 - ケ 専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料 ※助成上限額(上記①)のうちケに要する助成は上限20万円とする。
- 3 周知方法

区ホームページ、区のおしらせ

- 4 今後のスケジュール (予定) 令和5年4月 報酬助成の対象拡大、申立費用の助成開始
- 5 担当

保健福祉政策部生活福祉課管理係 飯田 電話5432-2767

参考資料

1 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度。

2 区長申立てとは

親族がいない、居ても遠方にいる、あるいは申し立てることを拒否する等の場合本人が居住する地域の首長(市区町村長)が申し立てることができる制度。区では申立て費用を一度負担し、後見人等が決定したら被後見人等に求償している。

3 本人・親族申立てとは

ご自身または親族が直接家庭裁判所(以下「家裁」という。)に申立てること。弁護士等 に依頼し、申立て手続きを行う場合や、社会福祉協議会からの支援を得ながら家庭裁判所 に申立てる。

4 後見監督人等とは

主に親族や区民成年後見人が成年後見人を務める場合に、後見人の職務を監督する立場として、家庭裁判所により選任される。後見監督事務を行った場合、報酬が必要となる。